

令和 5 年度羽曳野市障害者就労施設等からの物品等の調達の推  
進を図るための方針

策定：令和 5 年 7 月 1 日

1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達（以下「調達」という。）の推進に関する事項について定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、羽曳野市の全部局とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の障害者就労施設等とする。ただし、調達にあたっては羽曳野市内に所在する障害者就労施設等を優先する。

(1) 障害者支援施設

(2) 地域活動支援センター

(3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

(4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

(5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）

(6) 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

(7) 在宅就業障害者

(8) 在宅就業支援団体

## 5 調達の対象品目等

本市が調達をする物品等は、次のとおりとする。

### (1) 物品

文具・紙製品、木工製品、縫製品、陶器、食品類、その他障害者就労施設等が提供可能な物品

### (2) 役務

印刷・製本、除草業務、清掃業務、封入・発送業務、音響サービス業務、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

## 6 調達目標

調達については、予算の適正な執行、契約における公正性及び競争性に留意しつつ前年度を上回る調達実績を目標に着実な推進を図るものとする。

## 7 調達の推進方法

調達を推進するため、以下の取組みを行う。

### (1) 調達の推進に必要な情報提供

保健福祉部障害福祉課において、羽曳野市内の障害者就労施設等から供給可能な物品等についての情報(以下「物品等情報」という。)を収集し、庁内各部署へ当該情報の提供を行う。

### (2) 庁内各部署での取組み

庁内各部署においては、障害者優先調達推進法の趣旨を理解したうえで、保健福祉部障害福祉課より提供された物品等情報を活用し、調達に努める。

### (3) 随意契約の活用

調達に際しては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)及び羽曳野市財務規則(平成5年羽曳野市規則第24号。以下「市財務規則」という。)の規定に基づく随意契約を活用する。

### (4) 共同受注窓口を通じた調達の検討

障害者就労施設等と直接契約を締結しない場合であっても、共同受注窓口(受注内容に応じて複数の障害者就労施設に対して受注業務を斡旋・仲介する窓口をいう。)を通じた調達について活用することも検討する。

なお、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める障害者就労施設等に準ずる者として「一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構」を認定したため、当該法人を共同受注窓口として契約する場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、市財務規則第 129 条で定めた額を超えて随意契約を行うことができるものである。

#### 8 調達実績の公表

- (1) この方針を策定又は見直ししたときは、市ウェブサイト等により公表する。
- (2) 調達実績は会計年度終了後、概要を取りまとめ、市ウェブサイト等により公表する。

#### 9 この方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉部障害福祉課とする。